

京都市告示第240号

令和6年1月10日京都市告示第520号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の表について、一部を次のとおり変更します。

令和7年6月20日

京都市長 松井 孝治

「

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地
特定非営利活動法人 happiness に対する寄附 金	京都市南区唐橋川久保町1番地の2 0

を

」

「

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地
特定非営利活動法人 happiness に対する寄附 金	京都市南区唐橋赤金町62番40

に改める。

」

(行財政局税務部税制課)